

## 浜岡原子力発電所2号機 第4回施設定期検査について

2013年1月24日

廃止措置中の2号機は、2013年1月28日から第4回施設定期検査<sup>※1</sup>期間に入りますので、お知らせします。

今回の施設定期検査期間は、約4ヶ月を予定しています。

施設定期検査では、原子力規制委員会により、核燃料物質の取扱いまたは貯蔵に係る施設・設備の性能を確認するための検査がおこなわれます。

なお、廃止措置中の1号機については、保管していた全ての燃料の搬出が完了したため、施設定期検査を受ける必要がありません。<sup>※2</sup>

※1 施設定期検査は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」第29条第1項に規定されており、その申請については、「実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則」（以下、「実用炉規則」という。）第3条の15に規定されています。

施設定期検査では、核燃料物質の取扱いまたは貯蔵に係る施設・設備の性能について、「実用炉規則」第3条の17に掲げる技術上の基準に適合していることの確認がおこなわれます。

※2 「実用炉規則」第3条の15の2の規定により、廃止措置の対象となる原子炉施設内に核燃料物質が存在する場合は、施設定期検査を受けることとなっています。

以上